

障がいのある方を雇用する事業主をサポートします。

令和4年度から
内容を変更しました!

苫小牧市障害者雇用奨励金

障がい者雇用の安定及び促進を図るため、厚生労働省の助成金を活用し、障がい者を雇用し、その後も継続雇用する市内事業者に対し、障害者雇用奨励金を支給します。



【厚生労働省】 特定求職者雇用開発助成金 (特定就職困難者コース)

《概要》

障害者など就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業者に対して、助成金を支給する。

《支給額》

支給対象者1人につき、

- ・ 重度障害者等 → 最大240万円（3年）
- ・ 身体・知的障害者 → 最大120万円（2年）

※いずれも短時間労働者以外の場合

詳細は、裏面をご覧ください。

苫小牧市障害者雇用奨励金

《概要》

国の「特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）」の支給終了後も引き続き障がい者を雇用する市内事業者に奨励金を支給します。

《支給額》

- ・ 重度障害者等（短時間労働者以外）：120,000円
- ・ 短時間労働者（身体・知的障害者）：100,000円

※重度障害者等は、重度障害者、45歳以上の障害者、精神障害者のこと。短時間労働者は、1週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満の労働者のこと

厚生労働省
特定求職者雇用開発助成金

2年または3年

苫小牧市障害者雇用奨励金

1年継続雇用の場合、12（10）万円支給

半年継続雇用の場合、6（5）万円支給

半年継続雇用の場合のみ、
さらに半年継続雇用する場合、6（5）万円支給

■お問合せ先

苫小牧市産業経済部 企業政策室 工業・雇用振興課 TEL 0144-32-6436（平日8：45～17：15）



【令和4年5月現在】支給要件などが変更される場合があります。念のため、都道府県労働局またはハローワークにご確認ください。

高年齢者、障害者などの就職困難者を雇用する事業主をサポートします！！ 特定求職者雇用開発助成金

（特定就職困難者コース）のご案内

高年齢者、障害者、母子家庭の母などの就職困難者を、ハローワーク等[※]の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給します。

※ ハローワーク、地方運輸局、雇用関係給付金の取扱に係る同意書を労働局に提出している特定地方公共団体、有料・無料職業紹介事業者または無料船員職業紹介事業者

＜支給額＞

対象労働者に支払われた賃金の一部に相当する額として、下表の金額が、支給対象期（6か月）ごとに支給されます。

※（ ）内は中小企業以外の企業に対する支給額・助成対象期間です。

【短時間労働者以外】

対象労働者	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
高年齢者(60歳以上65歳未満)、 母子家庭の母等	60(50)万円	1年	30万円 × 2期 (25万円 × 2期)
身体・知的障害者	120(50)万円	2年(1年)	30万円 × 4期 (25万円 × 2期)
重度障害者等(重度障害者、45歳以上の障害者、精神障害者)	240(100)万円	3年 (1年6か月)	40万円 × 6期 (33万円 [※] × 3期) <small>※第3期の支給額は34万円</small>

【短時間労働者】

対象労働者	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
高年齢者(60歳以上65歳未満)、 母子家庭の母等	40(30)万円	1年	20万円 × 2期 (15万円 × 2期)
障害者	80(30)万円	2年(1年)	20万円 × 4期 (15万円 × 2期)

※1 対象労働者は、雇入れ日現在の満年齢が65歳未満の方に限ります。

※2 短時間労働者とは、一週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満の労働者をいいます。

※3 中小企業とは、業種ごとに下表に該当するものをいいます。

小売業・飲食店	資本金もしくは出資の総額が5千万円以下または常時雇用する労働者数50人以下
サービス業	資本金もしくは出資の総額が5千万円以下または常時雇用する労働者数100人以下
卸売業	資本金もしくは出資の総額が1億円以下または常時雇用する労働者数100人以下
その他の業種	資本金もしくは出資の総額が3億円以下または常時雇用する労働者数300人以下